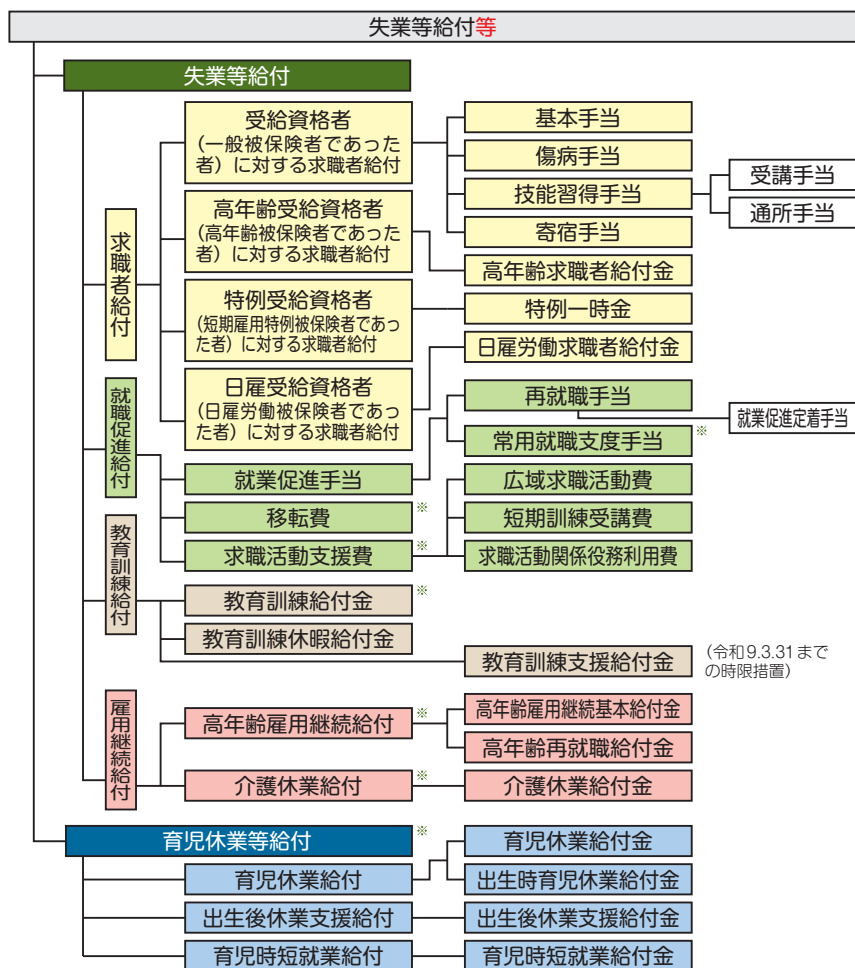


[4] 失業等給付の種類

●失業等給付等の全体像



※高年齢被保険者（高年齢受給資格者）も支給対象となる。

〔5〕基本手当

■ 基本手当の受給資格要件

受給資格

基本手当の支給を受けることができる資格を「**受給資格**」といい、当該受給資格を有する者を「**受給資格者**」という。

受給資格の原則要件

受給資格が認められるためには、次の要件を満たさなければならない。

- ① 離職による被保険者資格の喪失の確認を受けたこと。
- ② 失業の状態（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態）にあること。
- ③ 原則として、**離職の日以前 2 年間（算定対象期間）**に被保険者期間が**通算して 12 箇月以上**あること。

